

備前市アートカルチャー表彰要綱

令和7年7月1日

教育委員会告示第12号

(目的)

第1条 この告示は、備前市民の優れた文化芸術部門における活動に対し、備前市アートカルチャー表彰(以下「表彰」という。)を行うことにより、文化芸術活動の一層の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術部門 文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第8条から第12条までに規定する芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化及び国民娯楽の部門をいう。
- (2) 大会等 国、地方公共団体又は芸術文化活動を行う組織、団体、法人若しくは新聞社、テレビジョン若しくはラジオ放送局が主催、後援等を行う文化芸術部門の大会、コンクール、公募展等をいう。ただし、政治団体又は宗教団体が主催、後援等を行うもの及び特定の流儀又は流派に属する者のみが参加するものを除く。
- (3) 国際大会等 全国大会等を通じて出場、出展等を行う大会(過去の成績等により、当該全国大会等を免除されて出場する大会等を含む。)で、2以上の国(日本国を含む。)又は地域が出場、出展等を行う大会等及び教育委員会がこれに準じると認める大会等をいう。
- (4) 全国大会等 中国地区(ブロック)大会等を通じて出場、出展等を行う大会等(過去の成績等により、当該中国地区(ブロック)大会等を免除されて出場する大会等又は岡山県の代表として出場する大会等を含む。)及び教育委員会がこれに準じると認める大会等をいう。
- (5) 中国地区(ブロック)大会等 中国地区(岡山県、鳥取県、島根県、広島県及び山口県をいう。)の大会等及び教育委員会がこれに準じると認める大会等をいう。

(表彰の対象等)

第3条 表彰は、次条に定める基準を満たす市民に対して、アートカルチャー賞を授与する。

(表彰の基準)

第4条 前条の表彰の基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、当該文化芸術活動を生業としている者については、当該事業を開始した日から5年を経過していないものに限る。

- (1) 国際大会等で上位入賞又はこれと同等の成績を収めた者
- (2) 国際大会等に出場、出展等をした者(予選大会等を通じて出場、出展等を行う者又は過去の成績等により当該予選大会等を免除された者に限る。)
- (3) 全国大会等で上位入賞又はこれと同等の成績を収めた者
- (4) 中国地区(ブロック)大会等で上位入賞又はこれと同等の成績を収めた者

(表彰の候補者の推薦等)

第5条 表彰の候補者は、自己又は第三者からの推薦によるものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の推薦をしようとする者は、対象となる大会等の終了後、原則として1箇月以内に、別に定めるアートカルチャー表彰推薦書に必要な書類を添付して、教育委員会に提出するものとする。

(表彰者の選考)

第6条 表彰の対象者(以下「表彰者」という。)の選考は、教育委員会が行う。

2 前項の選考において、同一人に対する表彰の決定は、1年度につき1回に限るものとする。

3 複数回開催される開催規模の異なる同一の大会等については、上位又は下位大会等の結果のどちらか一方に基づいて表彰を決定することができる。ただし、同一の大会等の同一人に対する表彰の決定は、1回限りとする。

(表彰の方法等)

第7条 表彰は、表彰状の授与及び奨励金の支給により行う。

2 前項の奨励金の額は、別表の奨励金額のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、2名以上の表彰者が共同して大会等に出場、出展等した場合で、別表の奨励金額に表彰者の人数を乗じた額が別表の上限額を超える場合は、当該上限額を当該人数で除した額を各表彰者に支給する。この場合において1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

4 前3項の規定にかかわらず、表彰者がその表彰を受ける日以前に死亡したときは、当該表彰者の遺族に表彰状の授与のみ行うものとする。

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

附 則(令和8年5月22日教委告示第9号)

この告示は、公布の日から施行し、同日以後にアートカルチャー表彰推薦書が提出された表彰者に係る選考から適用する。

別表(第7条関係)

大会規模等	結果	奨励金額	上限額
国際大会等(日本国外での実施)(ただし、書類や作品の審査のみで会場を訪れる必要のない場合、オンライン等で実施される大会は日本国内で実施されたものとみなす。)	上位入賞	50,000円	250,000円
	出場、出展等(上位入賞した者を除く。)	30,000円	150,000円
国際大会等(日本国内での実施)	上位入賞	40,000円	200,000円

	出場、出展等 (上位入賞した 者を除く。)	20,000円	100,000円
全国大会等	上位入賞	15,000円	75,000円
中国地区(ブロック)大会等	上位入賞	5,000円	25,000円